

議第247号

京都市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について
京都市職員給与条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成28年11月25日提出

京都市長 門川大作

京都市職員給与条例の一部を改正する条例
京都市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項第1号中「100分の80」を「100分の85」に、「100分の100」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の40」に、「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

別表第1の1備考2中「181,200円」を「182,700円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の1の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の京都市職員給与条例（以下「改正後の条例」という。）第18条第2項の規定は、平成28年12月の支給に係る勤勉手当から適用する。

(勤勉手当の額の特例)

- 3 平成28年12月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の条例第18条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の85」とあるのは「100分の90」と、「100分の105」とあるのは「100分の110」と、同項第2号中「100分の40」とあるのは「100分の42.5」と、「100分の50」とあるのは「100分の52.5」とする。

(勤勉手当の内払)

- 4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の京都市職員給与条例の規定に基づいて支給された勤勉手当は、改正後の条例の規定による勤勉手当の内払とみなす。

提案理由

職員の給与を改定する必要があるので提案する。